

# 意見広告

(シリーズ9-1)

朝日新聞意見広告シリーズ(2013)  
1 4/20日～21日 2 5/3 3 5/18㈯～19日 4 6/23  
5 7/11㈯～12日 6/7 7/15 8 8/3 [朝刊掲載日]

## 国会議員主権国家から、国民主権国家へ

目次

- I 「合理的期間の法理」
- II 「主権者の多数決論」
- III ある地域(都道府県)の選舉人と他の地域(都道府県)の選舉との間の投票価値の不平等解消、合意達成
- IV 92%(組し、貴賛議案の有効回答)
- V 立証責任論
- VI 6個の人口比例選舉判決
- VII 過去50余年間、選舉無効訴訟が繰り返されている理由
- VIII 最高裁は、「最高法規性」説を採用していない
- IX 刑罰官弾劾法
- X 国家賠償法

### I 「合理的期間の法理」

#### 1(1)「合理的期間の法理」とは、

(1) 裁判所が「選舉は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」(=「違憲状態」)(平成23年最高裁大法廷判決)と認定した場合でも、

(2) 國会は、当該選舉区割りを合意とするよう見直すための、合理的な立法数量期間(=「合理的期間」)を有するとし、(3) 「合理的期間」の末日が、投票日迄に未達成であれば、当該選舉は、有効とし、(4) 「合理的期間」の末日が、投票日迄に達成済であれば、当該選舉は、違憲とする法理である。

(2) 憲法98条1項は、「(憲法)条規に反する…國務に関するその他の行為…は、その効力を有しない(=「無効」である)と明言している。

従って、「憲法の条規に反する…國務に関するその他の行為」は、憲法98条1項により、必ず「無効」となる。

換言すれば、憲法98条1項によれば、「(憲法)の条規に反する…國務に関するその他の行為」は、「有効」となる余地が無い。

(3) 「合理的期間の法理」は、憲法98条1項の明文に反して、

【合理的期間の末日が、投票日の時点で未達成であれば、当該選舉は、違憲とする】

法の)条規に反する…國務に関するその他の行為(但し、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」の選舉を含む。)を「有効」とする点で、

【憲法の最高法規性(憲法98条1項)を肯定し、「合理的期間の法理」を「憲法に違反する」「最高法規性」とする、「憲法否定の法理】である。

かかる「憲法状態国議員」が、

- (1) **立法無効権**を有する訳がない、いわんや、
- (2) **立法費**のための**合理的期間**(例えもその期間が1京(=100000000000000000000分の1秒の瞬間であっても)を有する訳がない。

(2) 更に言えば、現在の国会は、平成23年最高裁大法廷判決及び平成24年最高裁大法廷判決で、「違憲状態」と判断済みの選舉と概ね等価の「違憲状態」選舉で選出された【立法等を行った無効のない人】を含むので、そもそも憲法上、立法する資格を欠いている。

かかる「憲法状態国議員」が、【立法する資格のある国会前提による、立法費】をそれが合理的に行使されるが、否かを問わず、そもそも有する訳がない。

(4) 更に言えば、「合理的期間の法理」によれば、当該選舉が「違憲状態」であっても、(即ち、当該選舉が憲法98条1項の明文により、「その効力を有しない」として、「合理的期間」の末日が、投票日の時点で「違憲」でなければ、その「違憲状態」選舉は「有効」であって、(同「違憲状態」選舉で当選した人)が、「正當に選出された國議院における代表者」(憲法前文第1文冒頭)であるわけがない。

かかる「憲法状態」国議員は、憲法98条1項の明文により、「無効」とされるべき選舉で当選した人であるので、同人が「正當に選出された國議院における代表者」である。

3 本件選舉無効裁判では、**鶴谷宣**は、

①「憲法の守護神」となるか、

②「憲法の破壊者」となるか、

の2つにつてである。

(1) 裁判官は、憲法と法律に従つて、判断を言渡す義務がある(憲法76条9項)。

(2) (ア) よって、裁判官は、憲法99条により、選舉(=「國務に関するそ

の他の行為」)が憲法に反すると判断した場合は、憲法98条1項の明文に従つて、当該選舉を「その効力を有しない」(=「無効」と)と判断する義務がある。

(イ) 比喩として言えば、  
【憲法98条(憲制官の選舉無効審査権)を履行する鶴谷宣】は、「憲法の守護神」である。

(ウ) 更に、比喩として言えば、  
【(1)憲法99条を履行せず、(2)「合理的期間の法理」又は「争議解決の法理」を用いて、(裁判所が「違憲」又は「違憲状態」を判断する場合のみに反して、「無効」としない)判決を言渡す鶴谷宣】は、「憲法の破壊者」である。

(2) 本年7月の全47参院選舉区選舉(73人)について、「違憲無効」の最高裁判決が言渡された場合、現行法下では、「不都合が発生しないこと」を、以下のとおり、具体的に議論する。

ア 最高裁が「違憲無効」判決で、本年7月参院選舉区選舉出議員・73人が失格した場合、

参院は、96人の比例代表議員と、残余の73人の選舉区選舉出議員の合計・169人に構成される。

イ A (169人で構成される)参院は、定足数(=81人)を(242人)を越えるので、多数決で、下記第1～第2の方法のいずれか1つを選択する決議を、有効に行い得る。

■第1方法

両院の定足数・1/3とは、正しくは、当該時点での両院夫々の議員資格を有する全議員数の1/3を意味する。

しかしながら、本稿では、議論のため、

参院の定足数を480人(=300人+180人)の1/3(160人)又は475人(=295人+180人)の1/3(159人)とし、

参院の定足数を242人(=169人+73人)の1/3(81人)として、議論を進めることとする。

■第2の方法

【(1)全47個の提訴済参院選舉区の全有権者の利益も含めた全議員を代表して、全国民の利益のために、かつ(2)最高裁判決の示す「憲法の投票価値の平等の要求」の規範に基づく選舉区割り(案)を作成させ、参院は、同(案)を参考して、選舉問題の改正立法を行い、直ちに、再選挙を行ふ。】

第2の方法：「人口比例選挙たる・全国一区比例代表制選挙」

を適用し、選挙を違憲と認定しながら、同選挙を「無効」としないで、憲法と宣言するに止める、いわゆる「事情判決」であった。

仮に、議論として、「事情判決の法理」が「合意」としても、

本年7月施行の参院選舉区選舉について、**全47個の提訴済参院選舉区について廃止されているので、**

「事情判決の法理」を適用しても、事情判決(=「違憲無効」)を言渡すことは、不可能である。

【(1)残余の参院議員(169人)から成る国会が、最高裁の示す「憲法の投票価値の平等の要求」の規範に従つて、改正立法を行い、

②国が、同改正立法に基づいて、再選挙を行うこと】

は、容易に可能である。

さように、上記再選挙は容易に実行可能であるので、裁判所は、

【(1)本年7月の全47参院選舉区選舉を、「違憲」又は「違憲状態」と認定した場合は、憲法99条、76条3項に従つて、憲法98条1項の明文どおり、当該選舉区選舉出議員・73人が失格した場合、

参院は、96人の比例代表議員と、残余の73人の選舉区選舉出議員の合計・169人に構成される。

イ A (169人で構成される)参院は、定足数(=81人)を(242人)を

超えるので、多数決で、下記第1～第2の方法のいずれか1つを選択する決議を、有効に行い得る。

■第1方法

両院の定足数・1/3とは、正しくは、当該時点での両院夫々の議員資格を有する全議員数の1/3を意味する。

しかしながら、本稿では、議論のため、

参院の定足数を480人(=300人+180人)の1/3(160人)又は475人(=295人+180人)の1/3(159人)とし、

参院の定足数を242人(=169人+73人)の1/3(81人)として、議論を進めることとする。

■第2の方法

【(1)全47個の提訴済参院選舉区の全有権者の利益も含めた全議員を代表して、全国民の利益のために、かつ(2)最高裁判決の示す「憲法の投票価値の平等の要求」の規範に基づく選舉区割り(案)を作成させ、参院は、同(案)を参考して、選舉問題の改正立法を行い、直ちに、再選挙を行ふ。】

第2の方法：「人口比例選挙たる・全国一区比例代表制選挙」

オ 台湾、仏国、米国、韓国では、一人一票の保障(=「人口比例選挙」)の下で、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

カ 日本の平成24年衆院選舉区選舉は、どうであったか?

1票对4票(最大)の住所差別選挙(=非一人人口比例選挙)のため、全登録有権者の43% (431万8281人)が、全衆院小選挙区選出議員(300人)の51% (151人)を選び、全登録有権者の58% (6078万1585人)が、その49% (149人)を選んだ(総務省発表より2012年1月16日在籍者数は)。

そして、衆院と参院とが異なるたった指名の決議を行った場合で、両院の協議会で意見の一致がないときは、衆院議員の投票の過半数により、行政の長(内閣総理大臣)が指名される(憲法67条)。

即ち、今の日本では、主権者(国民)は、主権者(国民)の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

1票对4票(最大)の住所差別選挙(=非一人人口比例選挙)のため、全登録有権者の43% (431万8281人)が、全衆院小選挙区選出議員(300人)の51% (151人)を選び、全登録有権者の58% (6078万1585人)が、その49% (149人)を選んだ(総務省発表より2012年1月16日在籍者数は)。

そして、衆院と参院とが異なるたった指名の決議を行った場合で、両院の協議会で意見の一一致がないときは、衆院議員の投票の過半数により、行政の長(内閣総理大臣)が指名される(憲法67条)。

即ち、今の日本では、主権者(国民)は、主権者(国民)の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

1票对4票(最大)の住所差別選挙(=非一人人口比例選挙)のため、全登録有権者の43% (431万8281人)が、全衆院小選挙区選出議員(300人)の51% (151人)を選び、全登録有権者の58% (6078万1585人)が、その49% (149人)を選んだ(総務省発表より2012年1月16日在籍者数は)。

そして、衆院と参院とが異なるたった指名の決議を行った場合で、両院の協議会で意見の一一致がないときは、衆院議員の投票の過半数により、行政の長(内閣総理大臣)が指名される(憲法67条)。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

日本の国民(主権者)が、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。

かかる「憲法状態」選舉は、「立法の

選舉」である。

かかる「憲法状態

# 意見広告

(シリーズ9-2)

**4 (1) 国家は、[実権の団体]である**

団体の三要素は、  
 ①団体の構成員が存在すること、  
 ②団体の意思を構成員の多数決で決定する手段が存在すること、  
 ③決定された団体の意思が、団体の構成員を拘束すること、  
 の三つである。

**(2) 国家は、下記のとおり、上記団体の三要素を全て充足する。**

**第1に、国家の構成員は、主権者(国民)である。**  
 よって、国家は、上記①の要件を充足する。

**第2に、国民は、正當な選舉によつて、「国会における代表者」を選出する(憲法第1条第1項)。**  
 「国会における代表者」から成る国会が、「国会における代表者の多数決」で立法を行つて。  
 国会が、内閣総理大臣を指し、内閣総理大臣が組織した内閣が、最高裁判所裁判官を任命する。  
 即ち、国家には、国家の意思を主権者の多数意見で決定する手段が存在する。  
 よって、国家は、上記②の要件を充足する。

**第3に、国民は、国家機関たる国会が決定した法律に従う義務を負う。**  
 よって、国家は、上記③の要件を充足する。

**(3) 国家の構成員たる国民(主権者)は、法律の定めるところにより納税の義務を負担させられる。**  
 国家の構成員たる国民(主権者)は、裁判所が死刑判決を言渡した場合、その死刑判決に従うことを強制され、生命を剥奪される。  
 以上のとおり、団体(国家)が、その意思により、団体(国家)の構成員(国民)の財産、生命を強制的に奪ういう点で、国家は、「兎も角も」である。

**(4) 「最大多数の最大幸福」は、小学生でも知っている「当たり前」のルールである。**  
**「最大多数の最大幸福」を、國家レベルで言えば、「国民の最大多数の国民の最大幸福」である。**  
 そうであるが故に、「国家の意思決定の柱の1つである立法は、構成員の多数意見に沿つて行われること」が、保障されなければならない。

**(5) ア [国会議員の多數意見]と【国民の多數意見】には、「遊び」がある。あっては、(たとえ、その遊びが、僅かな遊びであっても、)【国会議員の多數意見】を【国民の多數意見】と等価にするための「変換ソフト」にして機能しない。  
 けれども、多數決は、「多數決」か、非「多數決」か、の二者択一のルールだからある。  
 更に言えば、「多數意見」と「少數意見」が僅差で二分されている場合は、僅かな「遊び」でも、(可否同数という極限状況では、「1票の「遊び」でも、)その「遊び」のために、「多數意見」が「少數意見」に自動的に勝つとするのである。**

**イ** 極限状況では「多數決ルール」は、1票ですら、「多數意見を少数意見に」「少數意見を多數意見に」、直進に達成させる決定力を持っている。  
 極限状況では、1票の力は、正に「遊び」である。

**ウ** 多數決ルールの国民主権国家では、「多數派」が、「少數派」に抗して、「国家権力」を、次回選挙までの長期間、支配し続ける。「少數派」は、「多數派」の「国家権力」行使に、次回選挙迄、支配され続ける。  
 即ち、「多數決ルール」は、俗な言葉で言えば、「多數派」の「国家権力の奪取ルール」である。

**イ** 国会議員の多數決による立法が、団体(国家)の意思決定として正當性をもつたのは、【国会議員の多數決】が、【主権者の多數決】と等価であることが、実権である。

**ウ** そのために、国政選挙は、【国会議員の多數意見】を【国民の多數意見】と等価にするための

「多數派」と「少數派」では、「天国」と「地獄」の差がある。  
**「実権ソフト」とは、人口比例選挙である。**

**(6) ア [国会議員の多數意見]と【国民の多數意見】には、「遊び」がある。あっては、(たとえ、その遊びが、僅かな遊びであっても、)【国会議員の多數意見】を【国民の多數意見】と等価にするための「変換ソフト」をして機能しない。**

けれども、多數決は、「多數決」か、非「多數決」か、の二者択一のルールだからある。

更に言えば、「多數意見」と「少數意見」が僅差で二分されている場合は、僅かな「遊び」でも、(可否同数という極限状況では、「1票の「遊び」でも、)その「遊び」のために、「多數意見」が「少數意見」に自動的に勝つとするのである。

**(7) ア 現在の衆院小選挙区選出議員と参院選挙区選出議員は、(平成23年最高裁大法廷判決及び平成24年最高裁大法廷判決によって既に「選舉状況」と判決された)選舉と並行しての選舉で選出された「選舉状況」国会議員(=「立法等に係わる無資格者」)であるので、立法裁量権を有しない。**

**イ** かかる「選舉状況」国会議員を含む現時点(例: 2009年8月30日~今日の)の「選舉状況」国会は、そもそも立法裁量権を一切ない。

よって、かかる「選舉状況」国会が、「人口比例選挙」の投票価値の平等的合理性に賛成して、非「人口比例選挙」に対するうな「立法裁量権」を有する証がない。

**ウ** 平成24年最高裁大法廷判決は、

「それゆえ、国会が具体的に定めたとこがその裁量権の行使とおり、

【国会議員の多數意見】を【國

**III ある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人と間の投票価値の不平等に合理的性なし**

**1 平成23年最高裁大法廷判決(実)、平成24年最高裁大法廷判決(修)**

**(1) 平成23年最高裁大法廷判決(実)**

この選挙制度(一人別枠制、引用元)によって選出される議員は、いわゆる地域の選挙区に心配されたかを問わず、全国民を代表して國政に與することができるが、これにあり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であつて、地域性に係る問題のため、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人と間の投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。

しかししながら、上記の「地域性に係る問題」のために、殊更に、ある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人と間の投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。」の一文は、「一人別枠制が「憲法の投票価値の平等の要求」に反すること」を裏付けるための根拠として、記述されている。

イ しかししながら、上記の「地域性に係る問題」のために、殊更に、ある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人と間の投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。

ウ ようと、各選挙区の選挙人は、自らの選挙区につき、議員一人当たり人口数に有利になるような選挙区割りを得なくても、何の利益(メリット)も無い。

無論すれば、選挙人は、その住所がどの地域(都道府県)に存在しようと、その地域(都道府県)から各選挙区に選ばれる国会議員が、全国民を代表して、全民の利益のために国会の議場に投票する(憲法第43条第1項、99条の趣旨)を負っているので、その選挙人の投票価値は高かろうが、低かろうが、関係ない。

エ 更に言えば、憲法第43条第1項、99条により、ある地域(都道府県)に住所を有する選挙人の投票価値の大小と、【同地域から選出された国会議員の国会での投票の結果から生ずる同地域の受け取る利益の大小】との間に、因果関係がない。

オ(小括) よって、「ある地域(都道府県)の中に住所を有する選挙人の投票価値が他の地域(都道府県)の中に住所を有する選挙人の投票価値と比べて、本來平等であること」(=「同一の住所選挙区」に)合理性は、一切無い。

**2 [環境を跨ぐ選挙区割り](その1)**

**(1) 平成24年最高裁大法廷判決は、**

「(一人別枠制)の問題であれ、(1)それ以外の問題であれ、

「ある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人と間の投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。」との立場に立っていると解される。

けだし、「地域性に係る問題のために、殊更に、ある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人と間の投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。」との立場に立つて、

その文の中に、その問題の實質性や条件性の文脈を読んでいないので、合理的に考えて、「一人別枠制」の投票価値の不平等の違憲性に限って、適用されるべきものとは解せないからである。

**(3) ア 更に言えば、憲法第43条第1項は、**

「兩議院は、全國民を代表する選議員を、これを組織する。」(強調引用者)

と定める。

**イ** 即ち、「この選挙制度で選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全國民を代表して國政に與する」とが要請されているので(平成23年最高裁大法廷判決)(強調引用者)、「ある選挙区から選出された国会議員

と判示する。

即ち、「この選挙制度で選出される議員は、各自の選挙区に各選挙区の単位とする仕組みを構成し、各選挙区の投票価値の平等の実現を図る」という要求に応えていくことは、もやはや直進に達成する状況に至つてるものといふべきである」との判断に照らし、

**(1) (都道府県を単位として構成される)「ブロック制選挙制度」の下では、必ず、投票価値の不平等(=非「人口比例選挙」)が、各ブロックが「都道府県を構成単位とする」として起因して発生する。**

そうである以上、平成24年最高裁大法廷判決の「都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを構成しながら投票価値の平等の実現を図る」という要求に応えていくことは、もやはや直進に達成する状況に至つてるものといふべきである」との判断に照らし、

**イ ア 平成25年3月6日東京高裁判決は、**

「なお、小選挙区選挙についても、

あなたが選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/

一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@appyo.org Fax03-3780-3221

合併案 EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先 IPPO-050-3301 東京都渋谷区桜丘町7-6

民の多数意見】と等価にするための「変換ソフト」に、合理的な(?)「遊び」など、そもそも、より得ない。(【国会議員の多數意見】を【国民の多數意見】と等価にするための)「変換ソフト」にとっては、生む立法を違反するとはいえない。」(強調引用者)

して合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになつても、憲法に違反するとはいえない。

と判示する。

**エ 同判示は、2つの大欠陥を有する。**

「国会は選挙制度について立法裁量権を有するので、立法裁量権の行使に合理性がある限り、「人口比例選挙」の投票価値の平等を調整できる旨

説示する。

しかしながら、同判示は、左記アに示すおり、現時点の国会は、(平成23年最高裁大法廷判決及び平成24年最高裁大法廷判決によって既に「選挙状況」と判決された)選挙と並行して選出された「選挙状況」国会議員(=「立法等に係わる無資格者」)であるので、立法裁量権を有しない。

よって、かかる「選挙状況」国会議員が「人口比例選挙」の投票価値の平等の実現に向けた「合理性」を有する証はない。

ウ 同判示は、「遊び」を生む立法をなし得ると誤解せさせないリスクがある。

これは、同判示の大欠陥である。

**(8) 「事实上不能ない」著しく困難」の基礎**

【国会議員の多數意見】を【国民の多數意見】と等価にするための

「変換ソフト」に、合理的な(?)「遊び」など、そもそも、より得ない。(【国会議員の多數意見】を【国民の多數意見】と等価にするための)「変換ソフト」によって既に「選挙状況」として、議論が進んでいた。

これは、大欠陥である。

**第2の大欠陥：同判決は、**

「国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使によって合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになつても、憲法に違反するとはいえない。」

と述べる。

しかしながら、左記(6)で示したとおり、

【国会議員の多數意見】を【國

各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには、限界があるとされる場合には、それは自身の見直しが必要になると認められる場合(?)」(強調引用者)

と判示する。

**B 即ち、同東京高裁判決は、**

「平成24年最高裁大法廷判決が、

「なお、小選挙区選挙についても、各

都道府県を単位として定数配分を行

うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには、限界があるとされる場合には、それは自身の見直しが必要になる」(強調引用者)

と説示している。

この事実は、重要である。

**C (小)** 左記A~Bに示したとおり、同東京高裁判決は、自ら「憲法の投票価値の平等の要求」を実現するためには、都道府県単位の行政による「選挙区割り」(第1回)と同様に、各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには、限界があるとされる場合には、それは自身の見直しが必要になる」(強調引用者)

と理解される。

**B 即ち、同東京高裁判決は、**

「平成24年最高裁大法廷判決が、

「なお、小選挙区選挙についても、各

都道府県を単位として定数配分を行

うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには、限界があるとされる場合には、それは自身の見直しが必要になる」(強調引用者)

と説示している。

この事実も、重ねて重要である。

**C (小)** 左記A~Bに示したとおり、同東京高裁判決は、自ら「憲法の投票価値の平等の要求」を実現するためには、都道府県単位の行政による「選挙区割り」(第1回)と同様に、各都道府県を単位として定数配分を行

うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには、限界があるとされる場合には、それは自身の見直しが必要になる」(強調引用者)

と理解される。

**2) 更に、(1)「最大多数の最大幸福」、(2)「国民が主権者」**

の2つの命題が、白米青画で、当然のこととして、両国民一般に受け入れられている。

そうである以上、「日本の選挙管理委員会が、上記【ベンシルバニアState(州)】と【高級議院】の実例と向べし」

の如きが、高級議院の選挙区割りを日本で実施できない「合理的理由

が有ること」の立証責任を果すことに、困難であろう。

**5(1) ベンシルバニアState(州)では、米国連邦下院選の小選挙区間で、最大人口差14倍の人口比例選挙が、現に、実現している。**

**2) 更に、(1)「最大多数の最大幸福」、(2)「国民が主権者」**

の2つの命題が、白米青画で、当然のこととして、両国民一般に受け入れられている。

そうである以上、「日本の選挙管理委員会が、上記【ベンシルバニアState(州)】と【高級議院】の実例と向べし」

の如きが、高級議院の選挙区割りを日本で実施できない「合理的理由

が有ること」の立証責任を果すことに、困難であろう。

**6 (1~5の小括)**

**(1) 左記1~5に示す理由により、**

「ある限りの人口比例選挙」の選挙区割りは、【選挙区を跨ぐ選挙区割り】とならざるを得ない。

**(2) 将棋で言えば、「駒んだ」ということ**である。

意見広告(シリーズ9-3)に続く



## N 92% (既に、世論調査の有効回答の)

1 2013年5月2日朝日新聞の世論調査の結果は、下記のとおりである。

質問：「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」

「国政選舉の選舉区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」と

回答：「強く賛成」「42」「やや賛成」「44」「やや反対」「5」「強く反対」「2」

(単位%)：

1.(1) 有効回答: 42・44・5・2 = 93%...①

(2) 「強く賛成」(42%) + 「やや賛成」(44%) = 86%...②

(3) 「強く反対」(2%) +

「やや反対」(5%) = 7%.....③

(4) 「強く賛成」+「やや賛成」= 有効回答の 92% (=86%+②)+93%(...)=④

即ち、有効回答の 92% が、「国政選舉の選舉区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」と賛成である。

【同世論調査の有効回答の 92%】が、「国政選舉の選舉区の一票の格差はできるだけ小さくべきだ」に賛成は、1945年～2011年の66年間の世論を考えると、奇跡である。

主権者は、2013年3月に連続して言渡された15個の「違憲」高裁判決と2個の「違憲状態」高裁判決により、「形式、清き一票」、実質、「一票未満」という、「目くらましの魔法」から一気に目覚めた。

## V 立証責任論

- 1 ① 米国連邦下院選のベンシルバニア State (州選挙) 事務は、米連邦を構成する州である)での「人口比例選舉」(=選舉区間の最大人口差: 1人 [=64万6372人(最大人口)] - 64万6371人(最小人口)])と
- ② 日本の衆院選(「0増5減」改正法)の非「人口比例選舉」(=選舉区間の最大人口差: 29万0574人 [=58万1677人(新東京16区) - 29万1103人(新島根2区)])は、大失敗の「大差額」である。

結論から言えば、米国間のこの「大差額」の理由は

- ① 「日本の最高裁の判決文が、投票価値の平等からの乖離に合理性があることの立証責任について、何らの記述もしていないこと」
- ② 「1983年米国連邦最高裁判の判決文(Karcher判決)が、当該立証責任は、State (州選) が負担すると記述していること」

の違いである。

2(1) 米国連邦最高裁判決は、

- ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
- ② 選舉区割りが、投票価値の平等(=人口比例選舉)からの乖離を生じた、立法裁量権の行使に合理性があることとの立証責任は、国にある旨明言する「立証責任」を言渡した。

明言している。

他方で、日本最高裁判決は、これまで、

- ① 憲法は、投票価値の平等を要

求しているが、それは、絶対ではない。  
② 投票価値の平等は、立法裁量権の合理的な行使によって調整され得る旨  
判示するに留ま。

『選舉管理委員会が、「立法裁

量権の行使に合理性があること

との「立証責任」を負う』旨明言

していない。

- ② 即ち、日本最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、「憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは絶対ではない」とする点では、既に、一致しているのである。

③ 両者の違いは、

- 一方で、日本最高裁判決が、「投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの立証責任」は、選舉管理委員会(国)にある旨明言していない。

他方で、米国連邦最高裁判決は、「投票価値の平等(=人口比例選舉)からの乖離に合理性があることの立証責任」は、選舉管理委員会(州選)にある旨明言しているという。

この唯一点である。

3(1) 東京高裁(鶴波第一裁判長)

は、2013年3月に、「人口比例選舉からの乖離を生じた、立法裁量権の行使に合理性があることとの立証責任」は、国にある旨明言する「立証責任」を言渡した。

即ち、この高裁判決は、「立証責任の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

(2) 福岡高裁(西脇二郎判長)は、2013年3月に、「人口比例選舉か

らの乖離を生じせめた、立法裁量権の行使に合理性があることの「立証責任」は、国にある旨明言する「立証責任」を言渡した。

即ち、この高裁判決も、「立証責任の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

との「立証責任」を明示する判決を言渡さなかったからである。

## V 6箇の人口比例選舉判決

上記のとおり、【憲法は、「できる限りの人口比例選舉」を要求している】旨判示する「人口比例判決」は、既に 61 個に達している。

(1) 平成23年1月26日福岡高判(鈴田民生裁判長)

(2) 平成25年3月26日広島高裁(山本勝利(片桐野穂裁判長))

(3) 平成25年3月26日広島高判(猪俣勝子裁判長)

(4) 平成25年3月26日名古屋高裁(金沢文部裁判長)(市川正巳裁判長)

(5) 平成25年3月18日福岡高判(西脇二郎判長)

(6) 平成25年3月6日東京高判(鶴波第一裁判長)

## VII 過去50余年間、選舉無効訴訟が頻りに起されている理由

昭和30年代から今日まで、50余年間、選舉無効訴訟が、途絶えることなく、提起されてきた。エンドレスであるかの如くである。

その理由は、一貫に、最高裁判所が、

司法は、国政(行政、立法、司法)の三本柱の一つである。

憲法によれば、主権者(国民)は、司法権を裁判官に付託している。

憲法によれば、主権者(国民)は、司法権という国家権力を裁判官に付託した主権者であり、裁判官は、主権者(国民)から司法権という国家権力を受託した受託者である。

(3) 慎法は、

【司法権という国家権力を主権者から受託した裁判官】が、その権限を盡して違反した場合は、

【司法権という国家権力を主権者から受託した裁判官】が、その権限を盡して違反した場合は、

【司法権という国家権力を主権者から受託した裁判官】が、その権限を盡して違反した場合は、

を保障している(憲法78条、64条)。

(4) ① 慎法の保護する【国民の主権者としての、選舉制度への参加】、

② 慎法の保護する【国民の主権者としての、最高裁判所裁判官民審査制度への参加】、

③ 必要であれば、憲法の保障する【国民の主権者としての、裁判官弾劾制度への参加】によって、

日本国民一人一人が、「国民が、主権者であること」の意味を自らの手で掴み取り、「国民主権」を自らの細胞の中にDNAとして埋め込んで行くことになろう。

## X 国家財源法

主権者有志は、ここで、憲法として、

に、選舉無効裁判の練習官の判決言渡し行為が違法行為であったと

仮定し、その場合の國の國家財源法

上の責任について、法律論を語る。

1 国法1条1項

(1) 国法1条1項は、

と明記する。

あなたの選舉権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/

一人一票 検索

① 憲法は、「できる限りの人口比例選舉」を要求している:

② 選舉区割りが人口比例から乖離する場合、その乖離に合理性があることの立証責任は、国にある。

との「立証責任」を明示する判決を言渡さなかったからである。

即ち、岩井伸晃最高裁判所調査官は、

① 平成23年最高裁判所調査官、小林宏司最高裁判所調査官の論文

「投票価値の平等」(即ち、「人口比例選舉」での投票価値の平等)からの乖離がある場合、「その投票価値の平等」からの乖離を正当化得る合理性があることが、必要であると解している。

上記論文は、「岩井伸晃最高裁判所調査官」「小林宏司最高裁判所調査官」との「[最高裁判所調査官]の論文」で、かつ「[投票価値の平等]」の個人的見解にすぎないとの断り書きもなく、(フェリスNo.1428 2011.9.1)に掲載されたものである。

したがって、同論文は、合議にも臨席している岩井伸晃最高裁判所調査官、小林宏司最高裁判所調査官の個人的見解にすぎないとの断り書きもなく、(フェリスNo.1428 2011.9.1)に掲載されたものである。